
適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）等の一部改正について

日証協 平 15.12.25

本協会では、昨年12月22日の理事会において、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）等の一部を改正した。

全国の上場・店頭登録会社から提出される適時開示情報を電子的に伝達するシステム（TDnet）は平成10年から稼働しているが、適時開示情報に対する重要性が高まっていることなどを踏まえ、平成15年4月に処理能力の向上、信頼性の確保及び利便性の拡充を目的とし、新システムへのリブレースが行われたところである。

今後、適時開示情報は市場情報としてより多くの市場参加者に利用されることとなることから、応益負担の考え方にに基づき、他の証券取引所と同様に、システムの一利用者である店頭登録会社からも利用料を徴収するため、所要の整備を図るものである。

本規則改正は、同12月26日から施行し、平成16年4月1日から開始する適時開示情報伝達システム利用料の計算期間から適用する。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表等は、それぞれ以下のとおりである。

適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収に伴う「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）等の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日
日 本 証 券 業 協 会

1. 改正の趣旨

適時開示情報伝達システム（TDnet）は、全国の上場・店頭登録会社から提出されるすべての適時開示情報を電子化し、報道機関など多数の利用者に伝達するシステムであり、本協会においても、平成 12 年 10 月以降その運営に携わっている。

本年 4 月には、TDnet の処理能力及び利便性を向上させるため、新システムへの全面的なリプレースが行われたところである。その新システムの構築・運営に係る費用については、応益負担の考え方に基づき、システムの一利用者である店頭登録会社各社においても、平成 16 年度より当該費用のうち実費相当分を利用料として負担していただくため、「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）等について、所要の見直しを行うこととする。

2. 改正の骨子

（1）「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第1号の3）及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正

- ・ 登録銘柄の発行会社は、本協会が指定する方法により、毎年度、あらかじめ TDnet 利用料を支払わなければならないものとする。
(規則第 22 条の 2 新設、第 24 条第 3 項新設)
- ・ 併せて、TDnet 利用料の額（年額 9 万 6,000 円（税抜））及び支払方法その他 TDnet 利用料の取扱いについて新設する。
(細則第 9 条新設)
- ・ その他所要の整備を図る。

（2）「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第1号）の規則等の取扱いについて（理事会決議）の一部改正

- ・ 平成 15 年 9 月改正商法に基づく定款授權による自己株式の取得に係る提出書類について、規則上明確化する。
(別表改正)
- ・ その他所要の整備を図る。

(3) 「日本銀行出資証券の店頭登録についての特例」(理事会決議)の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

(4) 「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正

- ・ 所要の整備を図る。

3. 施行時期

この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行し、**2. (1)**については、平成 16 年 4 月 1 日から開始する TDnet 利用料の計算期間から適用する。

以 上

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」(公正慣習規則第1号の3)の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<u>(適時開示情報伝達システム利用料)</u> 第 22 条の 2 <u>登録銘柄の発行会社は、第 24 条第 3 項に規定する方法により適時開示情報伝達システム利用料を支払わなければならない。</u> 2 <u>前項に規定する適時開示情報伝達システム利用料について必要な事項は、細則をもって定める。</u> (本協会が行う業務の市場運営会社への委託) 第 24 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 <u>登録銘柄の発行会社は、本協会が第 1 項の規定に基づき市場運営会社に業務委託を行っている場合には、第 22 条の 2 に規定する適時開示情報伝達システム利用料を市場運営会社に支払わなければならない。ただし、市場運営会社との間で業務委託契約を終了させた場合には、本協会に支払わなければならない。</u> 付 則 (平 15.12.25) この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から開始する適時開示情報伝達システム利用料の計算期間から適用する。	(新 設) (本協会が行う業務の市場運営会社への委託) 第 24 条 (省 略) 2 (省 略) (新 設)

「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(会社情報の開示の取扱い) 第 2 条 (現行どおり) 2 〃 } 4 5 (現行どおり) 1 (現行どおり) イ 株式交換による連結会社(発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社をいう。以下この条において同じ。)の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額(以下この条において「連結純資産額」という。)の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 〃 } (現行どおり) ニ 2 〃 } (現行どおり) 15 6 〃 } (現行どおり) 11 (適時開示情報伝達システム利用料の取扱い) 第 9 条 規則第 22 条の 2 に規定する適時開示情報伝達システム利用料の取扱いは、次の各号に定めるところによるものとする。 1 金額(年額) イ 適時開示情報伝達システム利用料の金額は、9 万 6,000 円とする。 ロ 本協会は、3 月 31 日現在における登録銘柄の発行会社から適時開示情	(会社情報の開示の取扱い) 第 2 条 (省 略) 2 〃 } 4 5 (省 略) 1 (省 略) イ 株式交換による連結会社(発行会社を連結財務諸表提出会社とする連結会社という。以下この条において同じ。)の資産の額の減少額又は増加額が最近連結会計年度の末日における連結財務諸表における純資産額(以下この条において「連結純資産額」という。)の 100 分の 30 に相当する額未満であると見込まれること。 ロ 〃 } (省 略) ニ 2 〃 } (省 略) 15 6 〃 } (省 略) 11 (新 設)

新	旧
<u>報伝達システム利用料を徴収するものとする。</u> ハ <u>適時開示情報伝達システム利用料の計算期間は、4月1日から翌年3月31日までとし、計算期間の途中で登録を受けた場合には、当該登録を受けた日を含む月の翌月から月数按分により計算した額とする。</u> ニ <u>登録規則第5条第2項第2号及び第3号により登録する発行会社が登録時において支払うべき適時開示情報伝達システム利用料については、合併又は株式交換若しくは株式移転前の登録銘柄の発行会社が支払った適時開示情報伝達システム利用料をもってこれを支払ったものとする。</u> 2 <u>支払期日</u> <u>適時開示情報伝達システム利用料の支払期日は、毎年5月31日とする。ただし、計算期間の途中で登録を受けた場合には、当該登録の日から10日以内の日で本協会が指定する日とする。</u> 3 <u>支払方法</u> <u>登録銘柄の発行会社は、本協会が定める方法により前号に定める期日までに適時開示情報伝達システム利用料を支払うものとする。なお、支払われた適時開示情報伝達システム利用料は、理由の如何を問わず返戻しないこととする。</u> 付 則（平 15.12.25） 1 この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。 2 改正後の第 9 条の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から開始する適時開示情報伝達システム利用料の計算期間から適用する。	

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）等の規則の取扱いについて（理事会決議）の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日
（下 線 部 分 変 更）

新	旧
3（ 現行どおり ） （ 1 ） 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「開示規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する「本協会が指定する適時開示情報伝達システム」とは、「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 4）に基づき本協会の委託を受け、店頭売買有価証券市場の運営業務を行う市場運営会社及び証券取引所が<u>運営、利用するタイムリーディスクロージャーネットワーク（TDnet）</u>をいうものとする。 （ 2 ） （ 3 ） （ 4 ） 別 表 第 1 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類） （ 2 ） 業務等に関する重要事実に基づく情報 Ⅰ．決定事実に関する情報 1． （ 1 ） 4． 5．商法第 210 条又は第 211 条ノ 3 の規定に基づく自己株式の取得（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号イ（ 5 ）） （ 1 ） 商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得（定時株主総会決議に基づく自己株式の取得） （ 現行どおり ） （ 2 ） 商法第 211 条ノ 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく自己株式の取得（定款授權に基づく自己株式の取得）	3（ 省 略 ） （ 1 ） 「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（以下「開示規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する「本協会が指定する適時開示情報伝達システム」とは、「店頭売買有価証券市場の運営業務の委託に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 4）に基づき本協会の委託を受け、店頭売買有価証券市場の運営業務を行う市場運営会社及び証券取引所が<u>運営するタイムリーディスクロージャーネットワーク（TDnet）</u>をいうものとする。 （ 2 ） （ 3 ） （ 4 ） 別 表 第 1 部 適時開示に係る提出書類（開示規則第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定する提出書類） （ 2 ） 業務等に関する重要事実に基づく情報 Ⅰ．決定事実に関する情報 1． （ 1 ） 4． 5．商法第 210 条又は第 211 条ノ 3 の規定に基づく自己株式の取得（開示規則第 5 条第 1 項第 2 号イ（ 5 ）） （ 新 設 ） （ 省 略 ） （ 新 設 ）

新				旧	
	提出書類	提出時期	提出部数		
	・取締役会決議通知書（定款変更）	取締役会決議後直ちに	1部		
	・株主総会関係書類(第Ⅱ部Ⅰ.「1.株主総会を招集する場合」項参照)	株主宛発送日以前	各2		
	・改訂後の定款（代表者による原本証明付）	作成後直ちに	2		
	・取締役会決議通知書（定款授權に基づく自己株式の取得）	取締役会決議後直ちに	1		
	・自己株式の市場買付け等に関する通知書	確定後又は決定後直ちに	1		
	・登録銘柄変更登録申請書・同意書(自己株式の消却を行う場合に限る。)	自己株式の消却に係る取締役会決議の都度、当該決議後直ちに	1		
	・自己株券買付状況報告書(写)(訂正自己株券買付状況報告書(写)を含む。)	財務局長宛提出後遅滞なく	2		
	・自己株式取得終了報告書	決済終了後直ちに	1		
	・報告書等(その他本協会が売買管理上必要と認めて報告を求めた場合)	本協会からの連絡後直ちに	1		
(3) 商法第211条ノ3第1項第1号の規定に基づく自己株式の取得（子会社の有する自己株式の取得）				(新設)	
	提出書類	提出時期	提出部数		
	・取締役会決議通知書	取締役会決議後直ちに	1部		
	・登録銘柄変更登録申請書・同意書(自己株式の消却を行う場合に限る。)	自己株式の消却に係る取締役会決議の都度、当該決議後直ちに	1		
6. 〃 } (現行どおり) 37. 〃 } (省略) 付 則（平15.12.25） この改正は、平成15年12月26日から施行する。				6. 〃 } (省略) 37. 〃 }	

「日本銀行出資証券の店頭登録についての特例」（理事会決議）の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日
（下線部分変更）

新	旧
日本銀行出資証券は、昭和 58 年 11 月 1 日をもって登録銘柄として本協会に備える登録原簿に登録する。 日本銀行出資証券については、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）、「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 2）<u>及び「店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 3）</u>のうち、次の各条の適用を除外する。 2 （ 現行どおり ） <u>第 12 条から第 16 条まで並びに第 18 条及び第 19 条</u> 3 「<u>店頭売買有価証券の発行会社における会社情報の適時開示等に関する規則</u>」（公正慣習規則第 1 号の 3） <u>第 1 条から第 3 条まで及び第 5 条から第 22 条の 2 まで</u> 付 則（平 15.12.25） この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。	日本銀行出資証券は、昭和 58 年 11 月 1 日をもって登録銘柄として本協会に備える登録原簿に登録する。 日本銀行出資証券については、「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」（公正慣習規則第 1 号）<u>及び「店頭売買有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 1 号の 2）のうち、次の各条の適用を除外する。</u> 2 （ 省 略 ） <u>第 13 条から第 16 条まで並びに第 18 条及び第 19 条</u> （ 新 設 ）

「店頭売買有価証券の登録等に関する規則」に関する細則の一部改正について

平成 15 年 12 月 25 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
付 則 (平 15. 4.28) この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。<u>ただし、改正後の第 12 条第 5 項第 2 号ハの規定は、平成 16 年 5 月 8 日から施行する。</u> 付 則 (平 15.12.25) この改正は、平成 15 年 12 月 26 日から施行する。	付 則 (平 15. 4.28) この改正は、平成 15 年 5 月 8 日から施行する。

「適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収について」に対する パブリック・コメント及び本協会の考え方について

平成 15 年 12 月 25 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、適時開示情報伝達システム（TDnet）利用料の徴収について、本年 12 月 9 日から 12 月 17 日までの間、パブリック・コメントの募集を行いました。この間に寄せられたコメントは 8 件で、それに対する本協会の考え方は以下のとおりです。

1. 新 TDnet の利便性について

- ・ 有料化の前と後では、TDnet の利便性がどのように向上しているのかについて、具体的に示していただきたい。

TDnet は、会社情報の適時開示の円滑化・効率化に資するよう、平成 10 年に稼働したシステムであり、本協会では、平成 12 年 10 月以降その運営に携わっておりますが、適時開示の基幹システムとしての役割を発揮できるよう、機能の拡充や利便性の向上に努めているところであります。

TDnet は、適時開示情報に対する社会的な位置付けが重要視されるようになってきたことに伴い、適時開示のためのシステムとして、短時間により多量の情報を処理することが求められております。このような中、本年 4 月には、より一層のシステムの安全性の向上や、利用者である公開会社等の様々なニーズを踏まえ、アクセス方法の改善など機能面を向上させることを目的として、システムの全面的なリプレースを行ったものであります。

具体的には、システムの安全性の面においては、システムの処理能力を向上させるとともに、機能面においても、ダイヤルアップ接続からインターネット接続に変更したことによりレスポンスを向上させたこと、専用プログラムのインストールを不要としたこと、また、過去の自社の提出済開示情報を表示することを可能としたこと、などがあげられます。

2. TDnet の管理・運営コスト等について

- ・ TDnet の管理・運営コストをカバーするため、店頭登録会社から一定の料金を徴収することの必要性は理解できるが、TDnet 全体の管理・運営コストの内容について開示していただきたい。
- ・ 1 社当たりの TDnet 利用料の内訳・根拠を明確にしていきたい。
- ・ 運営コストの切詰めにより、できる限り TDnet 利用料を低減していただきたい。

TDnet の稼働につきましては、これまで登録管理料等の改定を行わず、これまでシステムの開発・運営費用を捻出しておりましたが、今般、システムの一利用者である店頭登録会社に御負担いただく料金額を明らかにすべく TDnet 利用料を別途新設するものであります。

TDnet は、全国の証券取引所等が共同してシステム利用を図ることで、コストの軽減を図っておりますが、そのシステムの開発・運営に係る費用は、耐用年数で平準化すると、全体では年間 4 億 5,000 万円程度にのぼっております。本協会としては、システムの開発費、システムの運営費、仕様変更のための予備費及びこれらに付帯するデータ管理（銘柄情報及び公開情報のメンテナンス、マニュアル等の文書の管理及び更新など）費用を積み上げることにより、TDnet 利用料を算出いたしました。

本協会といたしましては、いただいた御意見を常に念頭に置きながら、引き続き、利用者の利便性の向上やその運営等に係るコストの適正化を図るよう努めて参ります。

3. 利用状況・会社規模等に応じた TDnet 利用料の設定について

- ・ TDnet 利用料について、一律同額負担ではなく、利用状況や会社の規模等に応じた体系とすべきではないか。

TDnet は、投資者の投資判断の基礎となる重要な会社情報を伝達し、より公平・迅速かつ広範な適時開示を実現するためのインフラストラクチャーであることから、利用状況等に応じた料金体系を採用することは馴染まないものと考えております。

また、利用状況等に応じた料金体系とすることは、店頭登録会社による積極的な会社情報の開示を阻害し、投資者が情報を受領する機会を狭める一因ともなりかねないことから、TDnet 利用料の額は、全社一律の金額とさせていただきました。

4. 登録管理料との関係について

- ・ 昨年見直しを行った登録管理料と今般の TDnet 利用料の徴収との関係について、示していただきたい。

本協会では、昨年 10 月、登録管理料の見直しを行いました。これは、より一層の JASDAQ 市場の運営の安定化と機能の充実及び基盤強化の観点から、市場機能の利用実態に応じた利用者の応益に基づく負担体系に変更するため、登録管理料や売買関係手数料など、JASDAQ 市場全体の手数料体系に係る見直しの一環として実施したものであります。

このため、見直し後の登録管理料には、今般の TDnet 利用料は含まれておらず、TDnet 利用料については、上記 2. のとおり、別途新設させていただくものであります。

なお、新 TDnet は本年 4 月に稼働しておりますので、本年度分（平成 15 年 4 月～平成 16 年 3 月分）から TDnet 利用料を新設する予定でありましたが、昨年 10 月に登録管理料の見直しを行ったこともあり、本年度は経過期間として取り扱い、来年度分（平成 16 年 4 月～平成 17 年 3 月分）より御負担をお願いさせていただくものであります。

5. 賛成意見

- ・ TDnet は、適時開示を遂行するツールの一つとして不可欠なものと考えていることから、今回の規則改正案については、適切なものとする。

本協会といたしましては、引き続き、利用者の利便性の向上やその運営等に係るコストの適正化を図るよう努めて参ります。

以 上